

秋田城跡史跡公園管理棟自動販売機設置場所  
貸付に係る公募型指名競争入札のお知らせ

秋田城跡史跡公園管理棟に飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者  
を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和 8 年 1 月 30 日

秋田市長 沼 谷 純

1 貸付場所の詳細および条件等

別添「秋田城跡史跡公園管理棟自動販売機設置場所貸付仕様書」のと  
おり。

2 入札執行等に係る日程

(1) 入札参加申込の受付期間

令和 8 年 1 月 30 日から令和 8 年 2 月 12 日まで

※ 土曜・日曜を除く。

※ 受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付期間最  
終日の受付時間は、午後 1 時までとする。

(2) 指名通知および非指名通知

令和 8 年 2 月 16 日までに電子メール等により通知する。

(3) 入札日時および場所

令和 8 年 2 月 25 日午前 10 時 30 分から、秋田城跡歴史資料館(秋  
田市寺内焼山 9 番 6 号)で執行する。

(4) 契約締結期限

令和 8 年 3 月 3 日(予定)

(5) 入札保証金

入札金額の 5 / 100 以上(1 円未満切上)

ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号および第 2 号(※)  
の規定のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除する。

第 1 号に該当する場合は入札保証保険契約書に係る書類の写しを、

第2号に該当する場合は実績を確認できる契約書等の写しを入札参加申込の際に提出すること。

※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 法人の場合は秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は秋田市内で営業をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと関係を有する者でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。なお、未納税額が徴収猶予となっている場合は、滞納がないものとして取り扱う。
- (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

### 4 入札参加申込の手続き

- (1) 受付期間内に、必要書類を秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内焼山9番6号）へ持参すること。なお、郵送、ファクシミリ、電子メール等による受付は行わない。
- (2) 必要な書類（各1部）
  - ア 入札参加申込書
  - イ 法人が申し込む場合は、法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（個人が申し込む場合は、住民票の写し）
  - ウ 秋田市へ納付すべき市税に未納がない納税証明書（完納証明書）の写し

## エ 誓約書

オ 秋田市内の営業所の所在地が確認できる書類の写し（営業所の建物の賃貸借契約書、業務用車両の車検証、公共料金の検針票など）

※ 上記ア・エは、秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。

※ 上記イ・ウは、発行後3か月以内のもので直近年度のものを提出すること。

※ 上記ウに秋田市内の営業所の所在地が記載されている場合は、上記オの書類の提出は不要。

カ 秋田市財務規則第109条第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合

(ア) 入札保証保険契約書に係る書類の写し(本件に関して保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結している場合のみ)

(イ) 又は過去2年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績を確認できる契約書等の写し

## (3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

## 5 入札の手続き

### (1) 入札について

ア 入札に当たっては、秋田市財務規則を遵守すること。

イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の税抜金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料

の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。

エ 代理人が入札する場合は委任状が必要になるので、必要事項を記載し記名押印し持参すること。

オ 提出した入札書の書換え・引換え・撤回はできないので、十分注意すること。

## (2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知(秋田城跡歴史資料館から送付したもの)

イ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状(代理人が入札する場合に必要)

エ 入札保証金免除に該当すると確認できる書類（秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合）

※ 入札書および委任状は秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。

## 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

## 7 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が 2 人以上いるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできないこととする。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

## 8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 貸付契約締結後、秋田市が別途指定する日時までに行政財産の使用に係る文書を提出すること。
- (4) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部秋田城跡歴史資料館

管理運営担当（電話 018-845-1837）